

令和3年10月29日

教育保育施設等 施設長 各位

石垣市長 中山 義 隆
〔公 印 省 略〕

教育保育施設における感染拡大抑止期間の対処方針について（通知）

日頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

令和3年10月21日付け、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部は、県の警戒レベルを第3段階の「感染流行期」に下げることが決定されました。

緊急事態宣言終了後が終了した10月1日以降も継続して、感染状況の改善が見られ、警戒レベルを引き下げられる状況まで至ったことについて、市民の皆様の感染対策の引き続きの取組みに感謝申し上げます。

しかしながら、沖縄県内の感染状況は未だに10万人当たりの新規陽性者数は全国ワーストとなっており、流行の高い水準にあることから、県は11月以降も急速な拡大の兆候等があれば措置の強化を行うことを前提として、感染抑止と経済活動の両立を目指した措置へ段階的に緩和することとしております。

本市としましては、10月以降も新型コロナ感染による市内保育施設の臨時休園があるなど、現状において予断を許さない状況があり、ワクチン接種が行えない乳幼児の感染防止を図る上でも、感染防止の措置の緩和は直ちに全面解除とするのではなく、引き続き抑止期間を設けることとし、本市の教育保育施設（民間施設についても同様）に係る運営等については、下記のとおり要請いたします。（変更・追加部分は下線）

記

- 1 通知における適用期間 令和3年11月1日（月）から11月30日（火）
- 2 保育施設等の運営について
 - (1) 通常運営となる施設（民間保育施設等についても同様の要請とする。）
公立保育所、公立幼稚園、公立認定こども園、預かり保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、児童館及びこっこーま、子どもホッ！とステーション
 - (2) 保護者等が参加する保育行事（例：納涼祭り、運動会、交流会など、多くの人が集まるイベント）については、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
- 3 教育保育施設における感染拡大抑止期間中の「家庭保育の協力要請」について
 - (1) 保育従事者に風邪症状（発熱、鼻水、咳、嘔吐、下痢、倦怠感等）がみられるときや、同居の家族に風邪症状がみられるときは、症状が改善するまでは出勤自粛をお願いします。

【裏面もあります】

- (2) 教育保育施設における感染拡大抑止期間の「家庭保育の協力要請」により登園自粛を行なって頂きました家庭に対しては保育料等の軽減を行ないます。

4 保育従事者の郡外渡航について

- (1) 教育保育施設における感染拡大抑止期間中の郡外渡航は原則自粛として、急を要しやむを得ない郡外渡航となる場合は、事前に事業所へ旅行届（別添様式2）を提出し、出発前にPCR検査又は抗原検査を受け、帰島後も速やかにPCR検査又は抗原検査を受けるようにして下さい。
- (2) 帰島後のPCR検査又は抗原検査の結果がでるまでは、自宅待機として「陰性」が判定された後に出勤して下さい。
また、帰島後のPCR検査を受けない場合は、帰島日を1日目とカウントして、1週間の自宅待機をお願いします。
- (3) 帰島後（帰島日を1日目）から2週間は健康観察を徹底し、保育従事者及び同居の家族の者に発熱や咳、体調不良等がある場合は症状が改善するまで自宅待機をお願いします。

5 その他

- (1) 家庭内に濃厚接触者（親兄弟など）がいる場合、その家庭内の保育従事者は出勤自粛とする。ただし、当該濃厚接触者がPCR検査で「陰性」と判定された場合は、出勤可とする。
- (2) 国や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

(様式2) 施設職員用

旅 行 届

年 月 日

施設名：

園長

様

施設名

氏 名

印

私は、郡外に移動した場合の感染予防対策(注意事項)を遵守し、下記のとおり、旅行します。

記

1 旅 行 期 間

令和 年 月 日

令和 年 月 日 (日間)

2 旅 行 先

3 旅 行 の 理 由

4 滞在場所(連絡先)

5 行動(移動)計画

6 備 考